

新潟県条例第24号

新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
2 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修を受けようとする者	介護支援専門員実務研修事務手数料	1件につき <u>13,100円</u>	2 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修を受けようとする者	介護支援専門員実務研修事務料	1件につき <u>13,000円</u>
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。